

アスリート委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会(以下「本委員会」という)のアスリート委員会(以下「委員会」という)について定める。

2 委員会は、一般財団法人全日本ろうあ連盟に所属するデフアスリート(以下「デフアスリート」という)の意見を取りまとめ、本委員会の意思決定に反映するとともに、デフスポーツの普及発展とデフアスリートや次世代のきこえない子どもたちのために寄与することを目的とする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、デフアスリートを代表する意見を形成し、本委員会に意見を具申するとともに、本委員会の諮問に応ずる。

- (1) デフリンピック・ムーブメントの推進活動に関すること
- (2) デフアスリートの競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) 本委員会関係デフ競技団体のアスリート委員会との連携及び連絡調整に関すること
- (4) 国際ろう者スポーツ委員会、アジアろう者太平洋スポーツ委員会、各国・地域ろう者スポーツ委員会等の各デフアスリート委員会等との連携及び連絡調整に関すること
- (5) デフアスリートの権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関や紛争解決手続についての理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な活動に関すること
- (6) デフアスリートのコンプライアンス啓発やアンチ・ドーピング等の教育や啓発に関すること
- (7) 本委員会主催事業に協力し、デフリンピック・ムーブメントやデフスポーツ等の普及発展に寄与すること
- (8) 本委員会との協力・連携に関すること
- (9) その他デフアスリートに関すること

(構成)

第3条 委員会は、委員5名以上10名以内で組織する。

2 委員は、理事会において次の各号の一に該当する者の中から選任する。

- (1) デフリンピック競技大会またはアジア太平洋ろう者スポーツ競技大会に過去10年以内に日本代表選手として参加又は参加する者の選挙によって選出された者(以下「選出委員」という)

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

(2) 本委員会が、デフアスリートの意見を代表すると認められる者として指名されたもの(以下「指名委員」という)

- 3 アンチ・ドーピング規程違反により制裁を受けたことがある者は、委員とすることができない。
- 4 第2項に規定する選出委員の選挙の手続については、別に定めるところによる。
- 5 委員の過半数は選出委員でなければならない。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 前項に規定する委員長は、選出委員でなければならない。
- 8 委員会は、あらかじめ、選出委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を2名以内定めておかなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、本委員会規約第10条に定めのある役員の任期によるものとし、学識経験者にあつてはメンバーに選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の本委員会の日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。

- 2 委員会の決議は、委員の過半数が出席(委任状含む)し、その過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 本委員会役員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6条 この委員会に、必要な部会を設けることができる。

- 2 部会については、委員会で別に定める

(事務局)

第7条 委員会の事務は本委員会の事務局が行う。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022年(令和4年)11月13日から施行する。